

平成14年度事業活動概況

1 改正税理士法の定着を図るための施策について

改正税理士法の円滑な運用と定着を図るため、平成14年6月、国税庁との間で、双方の担当者による意見交換等を行う場として、「改正税理士法フォローアップ検討会」を設置した。同検討会では、今回の改正により新設された補助税理士制度、新書面添付制度、税理士法人制度を取り上げ、実務上の問題点について検討を行い、その検討結果として、「補助税理士と開業税理士の業務について」をまとめ、これを平成14年12月20日付で各税理士会に通知するとともに、会報に掲載して税理士会会員に対する周知を図った。

このほか、関係分掌機関において、各税理士会の標準となる研修細則の整備、補佐人制度の実務上の問題点の検討、各税理士会における紛議調停制度の運用状況の把握、所在不明会員の登録取消に係る調査の実施など、所要の方策を講じた。

2 商法改正への対応について

法制審議会会社法（現代化関係）部会では、平成17年通常国会への法案提出を目途として、平成14年9月から、商法第2編・有限会社法及び商法特例法の各規定を体系的に見直し、諸制度間の規律の不均衡の是正等、会社法制全体の整合性を図ることとし、「会社法制の現代化」についての審議を進めている。

商法対策特別委員会では、法制審議会における審議の動向を踏まえ、会社の類型・区分のあり方、中小会社のコーポレートガバナンスのあり方、計算書類の開示のあり方等を主たる論点として検討を進めた。

また、平成14年商法改正に伴い、財産価額の評価方法等に関する規定の省令委任、証券取引法会計に関する諸規定との調整等を内容とする「商法施行規則の一部を改正する省令案」が法務省民事局参事官室から公表された。

このため、商法対策特別委員会及び中小会社会計基準研究会において、①商法施行規則改正案第5章「貸借対照表等の記載方法等」において、商法第32条第2項の趣旨を踏まえ会計帳簿等の規定が定められていることを明示すべきこと、②第4章の内容となっている財産の評価は、第5章の貸借対照表等の記載方法等の中に規定すべきこと、③第4章は「貸借対照表等の記載方法等」とし、「財産の評価」は計算書類作成の前提として第1節に規定すべきこと、④今後、財産評価等実体面に関する規定を改正する場合には、中小会社に過重な負担が生じることのないよう配慮すべきことを主旨とする意見を取りまとめ、平成14年12月27日付で法務省民事局参事官室に提出した。

なお、「商法施行規則の一部を改正する省令」は、平成15年2月28日に公布（法務省令第7号）、同年4月1日から施行されている。

3 公認会計士制度改革への対応について

金融審議会公認会計士制度部会では、平成13年10月から、主として監査制度・試験制度に関するワーキンググループにおいて、資本市場の信認を確保するとともに、その機能の向上を図る観点から、公認会計士制度改革に関する検討を進めてきた。

これを受け本会では、公認会計士制度改革に関し、税理士業界の意見を適時、適切に表明することを目的に、平成14年12月10日、会長の諮問機関として「公認会計士制度改革対応プロジェクトチーム」を設置し、同プロジェクトチームを中心に対応した。

プロジェクトチームでは、自由民主党金融調査会「企業会計に関する小委員会」の求めに応じ、①公認会計士は税務業務（税理士法第2条第1項業務）を行うことはできないこと、②今回の公認会計士法改正の目的は監査体制の充実を図るため、監査を行う公認会計士の増員とその質的向上を目的としたものであり、税理士業務を行う公認会計士を増員させることではないこと、③試験制度の改正に当たっては公認会計士及び税理士の試験において共通科目の相互免除制度を導入すべきこと、の3点を中心に意見書を取りまとめ、平成15年2月25日付で提出した。

この結果、同小委員会が同年2月27日に公表した「公認会計士法の改正に関する提言」では、①公認会計士法案の策定にあたっては監査証明業務と非監査証明業務を規定した公認会計士法第2条を現行どおりとすることを前提とする、②公認会計士と税理士の試験制度における免除のあり方等について引続き検討する旨の提言が盛り込まれた。今後、同小委員会において、本会、日本公認会計士協会、国税庁及び金融庁の4者による検討が行われることとなる。

なお、「公認会計士法の一部を改正する法律案」は、同年3月14日、閣議決定を経て、第156回通常国会に提出された。

4 税理士に対する研修の充実、強化について

改正税理士法により、研修については、法第39条の2及び法第49条の2第2項第6号を受け、税理士会においても「研修細則」を制定し、研修の実施と受講に関して税理士にその方向性を示すべきことから、「税理士会研修細則（準則）」を制定した。

また、研修の充実強化を図ることを目的として、次の研修を企画実施した。

第一に、前年に引き続き税理士の登録を受けた日から1年以内の税理士を主な対象として、全国統一内容で実施する登録時研修3日間を実施した。

第二に、高度情報化社会の進展に即応して、マルチメディアを利用した研修を「平成13～14年の会社法改正」及び「書面添付制度・意見聴取への実務対応を考える」をテーマとし、インターネットによる配信やスカイパーフェクTVによる放送を行ったほか、VTR及びCD-ROMを作製して各税理士会に提供した。

さらに、従前通り全国統一研修会を77会場で実施し、税理士の資質向上に努めた。

5 電子申告への対応について

国税電子申告・納税システムの導入に備えて、国税庁及び関係省庁と意見交換を図りつつ、日税連電子認証局の構築について検討を進め、電子認証局が発行する電子証明書の全会員への配布及び電子証明書の格納媒体であるＩＣカード配布にかかる費用については各税理士会において予算措置を講じることと決定した。

なお、国税電子申告・納税システムの運用開始時期については、平成１６年２月から名古屋国税局管内の納税者を対象として運用を開始し、その後段階的に拡大していくことが公表されている。

６ 税理士及び税理士会のネットワーク化の促進について

日税連ネットワークシステムについては、全国版会議室に平成１５年１月号から機関紙「税理士界」を掲載したほか、同データライブラリに消費税及び資産税に続き、平成１４年１０月から、所得税、法人税及び源泉所得税の各審理事例集を掲載、また、第３０回公開研究討論会（平成１４年１０月１８日）の様相を収めたビデオデータを加える等、日税連情報ネットワークシステムのコンテンツの充実を図った。

登録事務のネットワーク化については、平成１３年１１月に開始した変更登録及びまつ消登録事務に続き、平成１４年９月４日から新規登録申請及び税理士法人届出等の事務についてもネットワークによる事務処理を開始し、登録業務ネットワークシステム（ＲＥＯＳ）が全面稼動することとなった。

７ 税制改正への対応について

税制改正への対応については、各税理士会から提出のあった４２５項目に及ぶ税制改正意見を、①公平な税負担、②国民にとってわかり易い税制、③合理的な納税事務負担、④時代に適合し得る税制、⑤透明な税務行政、の５つの基本的視点から検討し、これを５９項目からなる改正意見にとりまとめ、「平成１５年度・税制改正に関する建議書」として平成１４年６月２６日開催の理事会で決定した。

本会は、同建議書を財務省、国税庁、総務省（自治税務局）等関係行政機関に提出するとともに、日本税理士政治連盟と連携を図りつつ、各政党に働きかけ、その実現に努めた。その結果、平成１５年３月２８日に成立した平成１５年度税制改正では、少額減価償却資産の取得価額の損金算入限度額の引き上げ、中小法人の留保金課税を適用しない措置、相続税の最高税率の引き下げ等が実現した。

また、対外広報活動に関する施策の一環として、日刊紙に税制改正に関する意見広告を掲載し、税理士業界の建議活動について一般納税者への浸透を図った。

８ 中小会社会計基準の設定について

平成１４年３月、中小企業庁事業環境部長主催に係る「中小企業の会計に関する研究会」が発足したことから、これに対応する機関として、中小会社の会計処理のあり方について調査研究を行うための「中小会社会計基準研究会」を設置した。

同研究会では、平成１４年６月２８日公表に係る「中小企業の会計に関する研究会報告書」を基礎

として、中小会社会計基準設定のための検討を行い、その検討結果を「中小会社会計基準研究会最終報告書」にまとめ、平成14年12月14日付で提出した。

これを受けて、本会では、同最終報告書を12月19日開催の理事会に報告し、その承認を得て、これを「中小会社会計基準」として税理士の計算書類作成等の規範となるよう公表した。

その後、本会では、中小会社会計基準の社会的浸透・定着を図るため、「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を作成するとともに、PR用冊子を刷製し、中小企業庁の協力を得て、政府系金融機関及び関係民間団体を通じて中小企業に配布した。

9 公益的業務に関する支援体制について

地方公共団体の外部監査制度については、「演習型研修会」を名古屋市、札幌市、東京都の3会場で実施した。研修会受講者数は、総計2,523人に達し、研修の履修証書交付人数は、累計で1,541人になるとともに、外部監査人及び外部監査人補助者に選任された税理士に対する相談等の支援を行った。また、都道府県、政令指定都市及び中核市等に対し、税理士の外部監査人への選任要請を行った。さらに全国の包括外部監査報告書をデータで納めたCD-ROMを作製し、会員の便宜に供した。

成年後見制度については、本制度に対する本会及び税理士会の取組みについて取りまとめるとともに、成年後見人の養成等を図るため研修を実施することとし、成年後見制度研修実施要領・細目を制定し、細目に基づき「成年後見制度指導者研修」を平成14年10月に実施した。また、当該研修内容を収録したビデオを作製し、税理士会に配布した。さらに、国民・納税者へ本制度と税理士の係わりについて周知を図るため、パンフレット「あなたと歩む成年後見制度」を作成した。

また、公益法人等の外部監査人への税理士選任方について、総務大臣等に対し要望を行うとともに、公益法人等の組織や会計基準等に対する理解を深めるため「公益法人等外部監査研修会」を実施した。

このほか、税理士として監査委員、民事調停委員等の公益的役職に就任している者の実態について調査した。

10 税理士会会員の業務広告の改革について

「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）及び「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に盛り込まれた資格者団体による広告規制の自由化の要請を受け、公正取引委員会との協議を経て、「税理士会会員の業務の広告に関する運用指針」を制定し、「税理士界」9月15日号をもって税理士会会員に周知した。

11 司法制度改革への対応について

司法制度改革については、平成14年1月30日付司法制度改革推進本部調査嘱託依頼に基づき、「税理士の有する専門性を活用したADRへの関与の現状と今後の可能性」について検討を進めた。

その結果、①日税連としては、あらゆるADR機関における紛争解決の場で、税理士が他の法律専門職種と協調を図りつつ、これに関与していくことが極めて重要であると認識していること、②各種紛争に適切に対応するためのADR機関を他の法律専門職種と共同して創設し得る可能性について検討していく用意があること、③この場合、弁護士法第72条の見直しやADRに係る紛争についても民事法律扶助の対象とするなどの法整備が必要であること等を主旨とする調査報告書を同年9月2日、同推進本部に提出し、同年9月30日開催の第7回ADR検討会において詳細な説明を行った。

一方、自由民主党・司法制度調査会の審議動向の把握に努めたほか、同調査会の要請に応じ、平成14年5月24日、7月10日、7月30日及び8月30日の会議において、法科大学院の履修科目、資格の相互承認等に関して意見陳述を行った。

1.2 税理士の綱紀の保持と非税理士による税理士法違反行為への対応について

税理士の綱紀については、不祥事を起こした税理士に対する財務大臣による税理士業務の禁止等の懲戒処分がなされたことから、会報に綱紀の保持について掲載し、会員が税理士の使命及び業務の重要性を一層自覚し、業務を遂行するよう求めた。また、各税理士会に対し、会員に税理士法及び会則遵守の徹底について指導方を要請した。

綱紀監察広域事案については、各税理士会と緊密な連絡を図り、情報の収集に努めるとともに、予防及び排除のための方策について検討を行った。

1.3 税理士業務処理簿の改正について

今次の税理士法改正により税理士法人、社員税理士及び補助税理士制度が創設され、税理士業務処理簿の改正が必要となった。

旧来の税理士業務処理簿は、昭和55年に日税連が決定した標準様式を参考に各税理士会が国税局との協議によって、その様式を決めていた。そのため、全国的に統一が図られていない、作成上の解釈が区々であるほか、記載事項を簡略にすべきなどの声もあった。

税理士業務処理簿は、税理士法において税理士及び税理士法人に作成を義務付けられていることに鑑み、法改正を期に、改正法の趣旨を踏まえ内容を改めるとともに、記載事項を簡素化し、統一的な様式を制定することとした。

改正税理士業務処理簿は、平成15年3月25日の常務理事会において承認され、同年4月1日から適用された。

1.4 旧姓使用制度の導入について

行政機関をはじめ民間においても幅広く旧姓使用が認められるという時代の変化、要請を真摯に受け止め、できる限り「制限を排除する」ことを基本姿勢として、旧姓の使用を可能にするために必要な方策について検討を行い、国税庁と協議を重ねてきた。その結果、税理士登録事務取扱規程の一部

変更及び旧姓使用に関する事務取扱要領を制定し、平成15年4月1日から許可申請方式により、税理士の業務の遂行上、旧姓使用が原則可能となった。

1.5 税理士法改正に伴う社会保険労務士法に関する協議について

社会保険労務士法第27条ただし書及び同法施行令第2条第2号の規定により、税理士法第2条第1項に規定する業務に付随して社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行うことができるとされている。

この付随業務の範囲に関し、全国社会保険労務士会連合会と協議の結果、平成14年6月6日に同会との間で確認書が取り交わされ、①税理士又は税理士法人が付随業務として行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務は、「租税債務の確定に必要な事務」の範囲内のものであること、②社会保険労務士法第2条第1項第1号の2の業務（提出代行）及び同項第1号の3の業務（事務代理）は、付随業務ではないこととされた。

なお、年末調整事務については、税理士業務に該当し、社会保険労務士がこれを行うことはできないことを明確にするとともに、社会保険労務士による税理士法違反行為が行われないよう確認書に明記した。

1.6 税務関連諸団体との協調について

青色申告会、商工会等とは、税理士を派遣するなど協調し記帳指導を行ってきている。青色申告会の社団化については、税理士会との事前協議が整わないまま設立される場合もみられるが、協調関係は今後も安定的に維持すべきことであることから、事前に話し合いのうえ、「小規模納税者に対する税務指導に関する了解事項」の趣旨等を踏まえ、協定を行うことで、両団体の協調関係の一層の強化を期した。

また、商工会と平成3年に締結した「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」を円滑に推進するため、税理士会と都道府県商工会連合会並びに支部と単位商工会等との協議の促進を指導するとともに、税務援助等の実績の取りまとめに努めた。

さらに、日本税務協会と税務指導について意見交換を行い、協調関係の維持促進を図った。

1.7 AOTCA国際コンベンションの企画、運営について

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、設立10周年を記して第1回国際コンベンションを日本国内で開催することとし、本会にその企画・運営を委託した。これを受け、本会では国際コンベンション実行本部・同実行委員会を設置し、コンベンション開催に向けた準備を進めた。平成14年7月に、プログラム、講演者等を盛り込んだアナウンスメントを作成、配布し、参加者募集を開始した。また、プレスリリースを作成、配布し、同年10月には記者会見を行う等、広報活動も積極的に行った。

同コンベンションは、平成14年11月6日、7日の両日、国立京都国際会館にて盛大に開催され、国内外の参加者数は1,016人に及んだ。

同実行本部・実行委員会では、その成果をとりまとめ、「AOTCA第1回国際コンベンション報告書」を作成した。

18 資金管理規程の制定について

預金保険法が改正されたことを踏まえ、会費を基本とする本会の資金について、変動する金融情勢に対処し、預貯金以外による保全を可能とするため、資金管理の手續及び基準となる資金管理規程を制定した。

19 財団法人日本税務研究センターをはじめとする関連団体との連携強化について

財団法人日本税務研究センターとの連携については、租税制度、会計制度及び税理士制度に関する研究を奨励するため、第25回「日税研究賞」を共催により実施した。

また、日本税理士会館に入居している関連団体と緊密な連携を図るため、入居団体事務連絡協議会を開催した。